



福岡医発第2492号(地)

平成30年12月10日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

医療用医薬品卸売業における景品類の提供の制限に関する
公正競争規約運用基準について

今般、医療用医薬品卸売業公正取引協議会福岡県地区会より別添のとおり周知依頼がありました。

本件は、医療用医薬品卸売業者では、景品表示法第4条・平成9年公正取引委員会告示第54号に基づき公正取引委員会及び消費者庁長官に認定を受けた標記規約によって、取引を不当に誘引する手段としての景品類の提供（金品及び便益・労務提供など）を制限されているため、平成28年6月1日より標記運用基準を変更し、下記に該当する項目については、全て辞退をさせていただくというものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員への周知方よろしくお願い致します。

記

公正競争規約運用基準第6条

- (1) 読影フィルム、電子媒体、検体等の患者に関わる個人情報及び個人情報が含まれる書類、物品、電磁的記録等の提出及び搬送
- (2) 医薬品納入後の棚入れ、医薬品の包装の開封を伴う作業を含む包装単位の細分化作業、施設内における医薬品等の移送、棚卸及び備蓄薬剤の管理に関わる行為
- (3) 反復継続した車輛の運行サービス、休・祝日及び時間外における車輛の運行サービス並びに先方の車輛等の運転
- (4) 以下の行為について勧誘すること又は取りまとめをすること。
 - ア 医療機関等の主催する各種行事、催事等への参加
 - イ 医療機関等への祝い品等の提供

- (5) 廃棄前提医薬品（以下アからキに掲げる、返品受領後、卸売業者の責任と負担により廃棄処分にせざるを得ない医薬品）の返品受領及び産業廃棄物（段ボール等）の受理
- ア 温度管理を要する医薬品
 - イ 有効期限を経過した医薬品
 - ウ 開封させた医薬品
 - エ 汚損、破損した医薬品
 - オ 製造中止となった医薬品
 - カ 卸売業者の社内基準により「返品不能」と指定されている医薬品
 - キ その他、価値、安全性等が棄損されている又はそのおそれがあると合理的に認められる医薬品
- (6) 医療機関等が提出又は受領を必要とする文書、書類等（レセプト、請求書、郵便物を含む。）の代理提出又は代理受領及び医療機関等が支払いを必要とする代金（公共料金、諸会費等）の代理支払又は代金立替
- (7) 医療機関等の広告物の配布のうち過度な負担、責任を伴うもの並びに医師会及び薬剤師会の会員向け配布物の配布
- (8) その他医療用医薬品の取引を不当に誘引する便益労務の無償提供
- 例：引越・清掃・洗車・雪かき・弁当配送・ゴルフコンペ等の手伝い。
選挙における医療機関が推薦する候補者の支援活動等。

平成 30 年 11 月吉日

福岡県医師会
会長 松田 峻一良 様

医療用医薬品卸売業公正取引協議会 福岡県地区会



医療用医薬品卸売業公正取引協議会からのお願い

平素は医療用医薬品卸売業公正取引協議会の活動にご理解、ご協力を賜り、御礼申し上げます。
さて、私たち医療用医薬品卸売業では、景品表示法第 4 条・平成 9 年公正取引委員会告示第 5 4 号に基づき公正取引委員会及び消費者庁長官に認定を受けた「医療用医薬品卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」によって、取引を不当に誘引する手段としての景品類の提供（金品及び便益・労務提供など）を制限されています。

当協議会においては公正取引委員会及び消費者庁との協議のもと、公正競争規約運用基準を変更し、平成 28 年 6 月 1 日より施行しております。下記に該当する項目については全て辞退をさせていただきますので、何卒ご理解とご協力を賜り、貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

公正競争規約運用基準第 6 条

- (1) 読影フィルム、電子媒体、検体等の患者に関わる個人情報及び個人情報が含まれる書類、物品、電磁的記録等の提出及び搬送
- (2) 医薬品納入後の棚入れ、医薬品の包装の開封を伴う作業を含む包装単位の細分化作業、施設内における医薬品等の移送、棚卸及び備蓄薬剤の管理に関わる行為
- (3) 反復継続した車輛の運行サービス、休・祝日及び時間外における車輛の運行サービス並びに先方の車輛等の運転
- (4) 以下の行為について勧誘すること又は取りまとめをすること。
 - ア 医療機関等の主催する各種行事、催事等への参加
 - イ 医療機関等への祝い品等の提供
- (5) 廃棄前提医薬品（以下アからキに掲げる、返品受領後、卸売業者の責任と負担により廃棄処分にせざるを得ない医薬品）の返品受領及び産業廃棄物（段ボール等）の受領
 - ア 温度管理を要する医薬品
 - イ 有効期限を経過した医薬品
 - ウ 開封された医薬品
 - エ 汚損、破損した医薬品
 - オ 製造中止となった医薬品
 - カ 卸売業者の社内基準により「返品不能」と指定されている医薬品
 - キ その他、価値、安全性等が棄損されている又はそのおそれがあると合理的に認められる医薬品
- (6) 医療機関等が提出又は受領を必要とする文書、書類等（レセプト、請求書、郵便物を含む。）の代理提出又は代理受領及び医療機関等が支払いを必要とする代金（公共料金、諸会費等）の代理支払又は代金立替
- (7) 医療機関等の広告物の配布のうち過度な負担、責任を伴うもの並びに医師会及び薬剤師会の会員向け配布物の配布
- (8) その他医療用医薬品の取引を不当に誘引する便益労務の無償提供
例：引越・清掃・洗車・雪かき・弁当配送・ゴルフコンペ等の手伝い。
選挙における医療機関が推薦する候補者の支援活動等。